

国道 168 号（仮称 4 号トンネル）道路改築工事技術提案作成要領

1 工事概要

- (1) 工事年度・工事番号 令和 7 年度 県債国補国改 第 2 号-2
- (2) 工事名 国道 168 号（仮称 4 号トンネル）道路改築工事
- (3) 工事場所 新宮市熊野川町相須外地内
以下、入札公告等を参照のこと。

2 申請書類等の提出方法等

- (1) 入札参加資格申請書類及び技術提案（提案様式 1 に参考資料を添付する場合はそれらを含む。）（以下「申請書類等」という。）は、電子メール、持参又は郵送により提出すること。

なお、本入札の参加希望者は、電子メールにより申請書類等を提出する場合において、申請書類等の容量が 5 メガバイトを超える場合は、参考資料のみ令和 7 年 9 月 1 日（月）から同年 9 月 24 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までの間は除く。）に次の方法で提出すること。

ア 参考資料に表紙を付け、表紙に工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体の名称、共同企業体の代表者の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載の上、持参又は書留郵便により提出するものとする。（この場合において、参考資料を除く申請書類等の容量が 5 メガバイトを超えないこと。）

- (2) 申請書類等の提出期間及び提出場所等は、入札説明書 5 による。

3 技術提案の様式

- (1) 技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。

工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案（提案様式 1）

- (ア) 覆工コンクリートの品質向上に関する提案
- (イ) 起点側坑口付近の地山の安定性確保に関する提案
- (ウ) トンネル施工の生産性向上に関する提案
- (エ) 工事による粉塵の低減に関する提案

- (2) 様式のサイズは A 4 判とし、各 1 部を提出するものとする。

4 技術提案の内容に関する留意事項

- (1) 工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

ア 提出を求める提案は以下に示すとおりであり、それぞれについて提案様式 1 を作成し、記載するものとする。

- (ア) 覆工コンクリートの品質向上に関する提案
- (イ) 起点側坑口付近の地山の安定性確保に関する提案

(ウ) トンネル施工の生産性向上に関する提案

(エ) 工事による粉塵の低減に関する提案

なお、技術提案事項（ア）から（エ）は、提案様式1にそれぞれ1枚とし、提案内容の補足説明として、技術提案事項1項目につきA4サイズで2枚を限度に、参考資料を添付できるものとする。また、技術提案事項（ア）から（ウ）の提案数は、それぞれ最大3提案まで、（エ）の提案数は最大2提案までとし、記載の順に通し番号をつけるものとする。加點評価対象は、（ア）から（ウ）の提案については、番号1から3の提案まで、（エ）の提案については、番号1から2の提案までとし、これを超えた提案は評価しない。また、通し番号の記載がない提案についても評価しない。なお、評価しないとした提案を含むすべての技術提案（施工不可と判断されたもの及びオーバースペックに該当する旨入札参加資格確認結果通知の際に通知されたものを除く。）は履行義務を負うものとする。

技術提案事項（ア）から（イ）の配点は、それぞれ1提案毎に「着目点に優提案5点」、「着目点に良提案2.5点」とし、3提案合計で最大15点満点とする。技術提案事項（ウ）の配点は、1提案毎に「着目点に優提案4点」、「着目点に良提案2点」とし、3提案合計で最大12点満点とする。技術提案事項（エ）の配点は、1提案毎に「着目点に優提案4点」、「着目点に良提案2点」とし、2提案合計で最大8点満点とする。なお、着目点以外の提案については、評価しない。着目点は（3）の総合評価の評価項目資料（別紙-2）を参照すること。

評価は、提案された内容について、以下に示す評価基準により、一定水準以上の効果が期待できる提案を絶対的に評価する方法により行うものとし、相対評価は行わないものとする。

優：提案された事項は、極めて効果が高く、優秀な提案である。

良：提案された事項は、効果が高く、良好な提案である。

標準：提案された事項は、標準的な提案であり、発注者が示す標準的な仕様と同等の効果である。

イ 技術提案事項（ア）から（エ）については、施工方法の工夫について提案するものとする。

ウ 提案を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。

エ 提案内容について、要求水準に対して過剰な提案（以下、「オーバースペック」という。）と認められる提案については、評価しないものとし、入札参加資格確認結果通知の際に入札価格に反映させないよう通知する。なお、オーバースペックと認められる提案は以下のとおりとする。また、以下（ア）に該当する場合、1提案のすべてを評価しないものとする。

（ア）1提案の中に同じ効果の目的とは認められない複数の技術の提案（目的を達成するために主技術と切り離せない一体不可分（必要最小限）の技術を組み合わせ

せた提案及び技術の効果確認を目的として他の技術を組み合わせた提案は除く。)

(イ) 条件変更に伴い、設計変更の対象となる提案

(ウ) 管理基準の厳格化に関する提案

(エ) 過剰な設備の増設、観測員等の増員に関する提案

(オ) 過剰な材料・配合・工法に関する提案

その他オーバースペックについては、「総合評価落札方式における技術提案のオーバースペック対策事例集」(令和7年3月 国土交通所国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究室)を参考にしてください。

オ その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

(2) 落札者決定基準

落札者決定基準は別紙-1のとおりとする。

(3) 総合評価の評価項目資料

総合評価の評価項目資料は別紙-2のとおりとする。

(4) 技術対話

本件は技術提案の提出後、技術対話の機会を設けるものとする。技術対話については別添を参照のこと。

5 その他の留意事項

(1) 技術提案の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

(2) 技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。

(3) 技術提案に虚偽の記載をした者は、当該工事の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づき入札参加資格停止を行うことがある。

(4) 提出された技術提案は、返却しない。

(5) 電子メールにより提出する場合は、入札説明書5(1)ウ(エ)に規定するアプリケーションソフトの使用及びファイル形式により保存し、提出すること。

(6) 技術提案の作成に関する問合せ先は、次のとおりとする。なお、問合せに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあつた場合には、その内容を和歌山県公共工事等入札情報システム等に掲載する。

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部道路局道路建設課

電話 073-441-3092 (直通)